

## 第3章 地域福祉計画がめざす地域福祉像

### 3-1 基本理念

本市の最上位計画である「土別市まちづくり総合計画」では、すべての市民が元気でいきいきと、そして安全・安心な生活を送ることのできるまちを築いていくことを目標として、本市がめざす都市像を「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」と定め、まちづくりにあたっての基本理念を「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」としています。

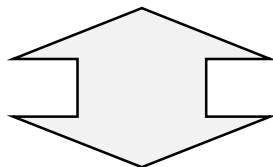
また、「健康長寿日本一」の実現をめざし、平成31(2019)年4月からは「土別市健康長寿推進条例」を施行し、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めています。

現在、国は「地域共生社会」の実現に向けさまざまな取り組みを進めていますが、「地域共生社会」の実現は本市のめざすまちづくりにおいても欠かすことのできないものです。

こうしたことを踏まえ、第3期土別市地域福祉計画から基本理念を引き継ぐとともに、本計画の目標を次のとおり設定します。

#### 【基本理念】

●みんなが自分らしく安心して暮らせる「やさしいまち」をつくります。



**目標1** お互いが支え合う地域づくりを推進します

**目標2** わかりやすく利用しやすい福祉サービスづくりを推進します

**目標3** いつまでも健やかで活躍できる健康づくりを推進します

**目標4** 安全・安心なまちづくりを推進します

### 3-2 計画の体系

目標	基本施策	具体施策
<b>目標1</b> お互いが支え合う地域づくりを推進します	(1) ご近所同士の見守り・支え合い活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者実態調査の充実</li> <li>・高齢者地域支え合い事業の促進</li> <li>・地域助け合い活動協議体への支援</li> <li>・「他人事」を「我が事」に変える取り組み</li> </ul>
	(2) 地域の交流の場や機会を増やします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や児童館における世代間交流の推進</li> <li>・ふれあい広場への支援</li> <li>・いきいき健康センターでの交流の推進</li> </ul>
	(3) 福祉を学び、心のバリアフリーを推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーション理念の普及</li> <li>・障がい者等の就労の場の確保</li> <li>・障害者差別解消法の理念の普及</li> <li>・認知症カフェの実施</li> <li>・認知症サポーターの養成</li> <li>・手話講習会の実施</li> <li>・総合学習での福祉教育の実施</li> </ul>
	(4) ボランティア活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア情報の提供</li> <li>・ボランティア登録への支援</li> <li>・ボランティア育成への支援</li> <li>・ボランティア活動の促進</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業の推進</li> <li>・出前講座への支援</li> <li>・福祉ボランティア育成事業への支援</li> <li>・生活・介護サポーター自主会との連携</li> <li>・学校におけるボランティア活動の促進</li> </ul>
<b>目標2</b> わかりやすく利用しやすい福祉サービスを推進します	(1) だれにでもわかりやすい情報を提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報紙、ホームページ等の活用</li> <li>・社協だより等による情報提供</li> <li>・関係機関との連携による情報共有</li> <li>・市民が集う場を活用した情報提供</li> </ul>
	(2) だれもが相談しやすい環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口等の周知</li> <li>・民生委員児童委員と連携した相談支援</li> <li>・総合的な相談支援の充実</li> </ul>
	(3) 生活困窮者の自立を支援します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会やハローワークなど関係機関との横断的連携</li> <li>・引きこもりの実態調査と課題解決に向けた支援</li> <li>・子どもの貧困対策の推進</li> </ul>
	(4) その人らしく生活する権利を守ります ～権利擁護の推進～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・士別地域成年後見センター事業への支援</li> <li>・子どもの権利条例の普及啓発</li> <li>・虐待防止やDV防止の取り組み</li> </ul>
	(5) 市民のニーズを把握し、福祉サービスをより使いやすいものにします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サービス、施設におけるニーズの把握と質の向上</li> <li>・地域包括ケア会議の推進（高齢者）</li> <li>・自立支援協議会の推進（障がい児・者）</li> <li>・医療と介護の連携強化</li> <li>・サービス提供事業者との情報共有</li> </ul>

目標	基本施策	具体施策
<b>目標 3</b> いつまでも健やかで活躍できる健康づくりを推進します	(1) 地域ぐるみでの健康づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康長寿推進条例の推進</li> <li>受動喫煙防止条例の推進</li> <li>各種健（検）診受診率の向上</li> <li>食育の推進</li> </ul>
	(2) 妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を強化します	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター「ゆら」の積極的活用</li> <li>医療費助成制度の継続</li> <li>妊産婦及び乳幼児への支援</li> <li>保育所、児童館等における支援の充実</li> </ul>
	(3) 自殺予防対策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちの電話等相談窓口の周知</li> <li>ゲートキーパーの養成</li> <li>命を守るネットワーク会議の設置</li> <li>児童生徒のSOSの出し方に関する教育</li> </ul>
<b>目標 4</b> 安全・安心なまちづくりを推進します	(1) 市民と一緒に災害時の支援体制を強化します	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者名簿の作成</li> <li>ハザードマップの作成と周知</li> <li>総合防災訓練の実施</li> <li>災害を想定した支援内容の検証</li> <li>緊急通報装置や徘徊高齢者位置検索システムの推進</li> <li>自主防災組織の促進</li> <li>避難所における支援体制の整備</li> </ul>
	(2) ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの意識啓発</li> <li>住まいのバリアフリー化の推進</li> <li>公的施設のバリアフリー化の推進</li> <li>道路や交通機関のバリアフリー化の促進</li> <li>利便性の高い外出支援制度の構築</li> </ul>
	(3) 地域と一緒に、すべての人を犯罪から守ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯情報の提供</li> <li>「地域の目と声をください運動」の促進</li> <li>地域における防犯対策の推進</li> <li>消費者啓発活動</li> <li>社会を明るくする運動の普及啓発</li> <li>保護司会との連携</li> </ul>



### 3-3 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

---

地域福祉の主役は、地域で生活しているすべての市民です。自分たちの住む地域を、「支え合い」や「助け合い」のできる理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、市民との協働が必要です。

また、地域の中には、多様な福祉ニーズがあります。それらに対応していくためには、自治会やボランティア、NPO法人、サービス提供事業所、社会福祉協議会などの取り組みも必要となることから、これらの関係機関も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが役割を果たしながら、協働を進めていくことが大切です。

#### ①市民の役割

- 市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。
- 市民一人ひとりが、地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるかを考え、個人がもっている知識や技能を活かし、自治会やボランティアなど地域活動に積極的に参加するなどの地域福祉の担い手としての役割が求められています。

#### ②事業者の役割

- 福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の立場に立って、質の高い福祉サービスを提供することが求められています。
- また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供を始め、他のサービスや関係機関などとの連携により、総合的なサービス提供に取り組むことが求められています。

#### ③行政の役割

- 市は、地域福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。
- そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。
- さらに、地域福祉への市民参加の機会の充実に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動の拠点の整備支援、人材の育成、情報提供の充実など地域福祉活動への支援に努めます。
- 地域福祉計画を始めとする各種計画の策定時には、関係部局はもとより庁内すべての部局から意見集約を行います。また、策定後においては、毎年各事業の進捗状況を確認しつつ、随時見直しを行いながら全庁横断的に取り組みを進めます。

#### ④社会福祉協議会の役割

- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、市民・ボランティア・NPO法人・福祉サービス事業所・行政などのコーディネート役としての機能が求められています。
- 士別市社会福祉協議会は、地域福祉の向上を目的として「第3期士別市地域福祉実践計画」を策定し、行政と密接に連携をとりながら、在宅福祉サービス、ボランティア活動の推進など、計画に基づいた取り組みを実施していきます。
- また、社会福祉協議会としての機能強化を図るとともに、地域における課題の把握と、それに対応した事業を展開することが期待されます。

#### ■自分らしい暮らしを支える仕組み

